

(別記第 4 号様式)

富津市パブリックコメント手続実施結果報告書

令和 7 年 2 月 10 日

市民の皆さんからいただいたご意見、これに対する市の考え方などを取りまとめましたので公表します。

施策等の名称	(仮称) 富津市犯罪被害者等支援条例 (案) の骨子	
実施期間	令和 6 年 1 2 月 1 8 日～令和 7 年 1 月 1 7 日	
意見の件数	1 件	
意見の内容		意見に対する市の考え方
・遺族見舞金は必要ない		・市としては、遺族見舞金は必要と考えます。 本条例は、被害者本人だけでなく、その家族などの遺族を含む犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることを目的としており、その一手段として、生活費、医療費等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行うこととしています。

施策等の案についてのお問い合わせ先

富津市役所総務部防災安全課防災安全係

住所：〒293-8506 富津市下飯野 2 4 4 3 (市役所本庁舎 3 階)

電話：0 4 3 9－8 0－1 2 6 6 ファクシミリ：0 4 3 9－8 0－1 3 5 0

電子メール：info@city.futtsu.chiba.jp